

## 第1章 評議員

### (定数)

1 当法人の評議員の定数は、300名前後とする。

### (資格)

第2条 評議員の有資格者は、次の各号をすべて満たす会員とする。

- (1) 引き続き3年以上の会員資格を有し、かつ会費を完納している。
- (2) 評議員1名の推薦がある。ただし、再任の場合は不要とする。
- (3) 災害医学に関する十分な業績があり、本会の発展に寄与している。
- (4) 研究者として相当する見識を有すると認められる。

### (選出)

第3条 評議員の選出は、評議員選出委員会(以下、選出委員会)を設置して審査し、その結果を理事会において審議した後、代表理事が委嘱する。選出に際しては各分野の均衡を勘案する。

### (告示)

第4条 代表理事は、評議員選出が行われる年に学会ホームページなどを通じて、次の各項を含む公告を掲載する。

1. 選出すべき評議員の総数
2. 審査申請書類の交付請求締切期日
3. 審査申請書類の受理締切日
4. その他必要な条件

### (申請)

第5条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を告示された方法にて評議員選出委員会に提出しなければならない。

### (再任)

第6条 再任の意思表示をした現職の評議員は、更新申請日時点における業績を記した審査申請書類を提出しなければならない。ただし評議員の推薦は不要とする。

2.再任を希望する評議員は、更新申請日までの間に開催される評議員会のうち一度は議場に出席することとする。書面により議決権を行使した者又は委任状により議決権を行使した者については、議決上は出席者とみなすが、評議員の更新要件上は欠席者とみなす。

### (任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

### (資格の喪失)

第8条 次の各号に該当する場合は、評議員の資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失した場合
- (2) 当法人の名誉を傷つける行為があった場合

(追加選出)

第9条 次の各号の場合、第3条に従って評議員を追加選出することができる。

- (1) 評議員数が定数から著しく減員し、理事会が追加選出を要すると認めた場合
- (2) 会員数が増加し、理事会が追加選出を要すると認めた場合
- (3) 追加選出された評議員の任期開始日は理事会で決定し、任期は定例選出された他の評議員の在任期間と同一とする。
- (4) 追加選出された評議員の再任については前6条に従うものとする。ただし要件については初回の任期を考慮し調整することがある。

## 第2章 評議員選出委員会

(評議員選出委員会)

第10条 評議員選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審査し、また現職評議員の再任の意思を確認し、その結果を代表理事に報告する。

第11条 評議員選出委員会は、以下により構成する。

1. 選出委員会の委員は、委員会運営内規第1条に従うものとし、理事および評議員により構成する。
2. その内訳は、委員長1名、副委員長1名、委員10名とする。

第12条 委員は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下のよう選出する。

1. 委員長は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
2. 副委員長は、理事の中から委員長が指名する。
3. 委員は、委員長が理事又は評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第13条 評議員選出委員会の任期は、選出された評議員の任期満了迄とする。但し、再任を妨げない。

第14条 委員は、定例選出年ごとに半数更新を原則とする。

第15条 委員に欠員が生じた場合は、以下の規定により補充するものとする。

1. 委員長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
2. 委員に欠員が生じた場合は、委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

(評議員選出の手順)

第16条 評議員選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。

1. 委員会は、代表理事が招集する。
2. 委員会は、委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。
3. 文書による意思の表示は、出席と認めない。
4. 委員会の議長は、委員長が務める。

5. 委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
6. 委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表 2 名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
7. 委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。

第 17 条 評議員選出委員会は、評議員申請者について所定の申請用紙をもって確認し、申請者が本学会評議員として十分な業績を有しているかについて審査し、当該申請者を本学会評議員として推薦するか否かを決定する。

第 18 条 評議員選出委員会の審査結果については、委員長が理事会に報告する。

第 19 条 代表理事は、理事会の議を経て、次期評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。

第 20 条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

### 第 3 章 理事および監事

(定数)

第 21 条 当法人の理事および監事の定数は、定款に定めるとおりとする。

(資格)

第 22 条 当法人の理事および監事の候補者は、次の資格を有する会員の中から選出する。

- (1) 評議員の資格を有し、かつ会費を完納している。
- (2) 当法人の発展に格別貢献できる。
- (2) 当法人の理事あるいは監事として相当する資質と業績を有する。

2.前項第 1 号の規定にかかわらず、第 23 条第 4 項及び第 5 項の規定により、評議員において選任された後に、任期満了により評議員の資格を喪失した場合であっても、評議員の任期満了をもって理事又は監事の資格は喪失せず、理事又は監事としての任期は継続するものとする。

(選出)

第 23 条 理事は、評議員の投票によって選出される理事候補者（以下、選挙理事という）と、投票によらないで選出される理事候補者（以下、非選挙理事という）に区分する。

- 2 選挙理事の選出は 10 名以内とする。また 9 名以内の非選挙理事を選出することができる。
- 3 本細則第 6 章に定める非選挙理事は、本細則第 22 条第 1 項第 1 号に定める資格を問わない。
- 4 本細則 第 4 章に定める規定により選出された選挙理事、及び第 6 章に定める規定により選考された非選挙理事は、評議員会に理事候補者として推薦され、その承認決議を受けて、当法人の理事として選任される。
- 5 本細則第 7 章に定める規定により選出された監事候補者は、評議員会に監事候補者として推薦され、その承認決議を受けて、当法人の監事として選任される。

### 第 4 章 選挙理事の選出

第 24 条 選挙理事の選出管理は、その時点における理事会がこれにあたる。

- 2 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。

第 25 条 代表理事は、選挙が行われる前年の 8 月末までに発行される当法人機関誌に、以下の各号を含む公告を掲載する。

1. 選挙理事に必要な書類の種類
2. 立候補書類の受理締切日
3. 立候補書類の送付の仕方
4. その他、その都度必要とされる手続の方法

第 26 条 選挙理事になろうとする者は、前条に示された方法をもって届け出なければならない。

第 27 条 選挙理事は、選挙が行われる評議員会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は 6 名の制限連記制とする。

2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。

第 28 条 代表理事は、投票に先立ち、評議員の中から開票立会人 3 名を指名する。

2 開票立会人は、開票にともなうその他の事務をも担当するものとする。

第 29 条 選挙理事の選挙において、以下の場合はその投票を無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 候補者以外の氏名を記載したもの
3. 記載された氏名が確認できないもの
4. 記載された氏名が 6 名未満であるもの
5. 本施行細則第 27 条に定める制限連記制に反するもの
6. 候補者氏名の重複のあるもの

第 30 条 選挙理事の当選者および次点者の決定は、以下にしたがうものとする。

1. 選挙理事は、有効得票数のもっとも多い者から順次、選挙理事の定数までの候補者をもって当選者とする。それ以下を次点者とする。
2. 有効得票数の等しい候補者が重複あるときは、開票立会人が立ち会う抽選によって順位を決定する。
3. 選挙理事のうち、予め「看護職枠」を 1 枠設ける。前 2 項の規定に関わらず、看護職で有効得票数が最も多い候補者は、この看護職枠での当選者とする。

第 31 条 選挙理事数が選挙理事の定数を超えないときは、投票は行わずに、当該候補者を選挙理事とする。

第 32 条 理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

## 第 5 章 代表理事の選定

第 33 条 当法人の代表理事は、理事の選任を行った評議員会の終結後直ちに行われる理事会において選定する。

## 第 6 章 非選挙理事の選考

第 34 条 非選挙理事の選考は、役員を選任を行う評議員会の直前に行われる理事会において選考する。

2 監事は、非選挙理事の選考に参加し、意見を述べることができる。

第 35 条 前期総会会長、今期総会会長および次期総会会長は、選挙理事でない場合、非選挙理事となる。

第 36 条 非選挙理事のうち 4 名は、下記の職種の者について、各関係団体に推薦を依頼するものとし、推薦に対して承諾があった場合のみ、第 34 条に定める理事会において選考を行うものとする。

医師 1 名

看護師 1 名

消防関係者 1 名

薬剤師 1 名

2 関係団体の指定は、理事会で決定するものとする。

第 37 条 非選挙理事のうち下記については、理事会において必要と認めた場合に選考する。

前条の規定により推薦される以外の職種の会員 1 名

庶務担当理事 1 名

## 第 7 章 監事の選出

第 38 条 監事候補者選出の公告は、本細則第 25 条に準じて代表理事が行う。

第 39 条 監事候補者になろうとする者は、本細則第 25 条に示された方法をもって届出をしなければならない。

第 40 条 監事候補者は、評議員会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は、2 名の完全連記制とする。

2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。

3 監事候補者数が定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を監事候補者とする。

4 その他監事候補者の選出に関する規定は、選挙理事の選出に関する規定を準用する。

第 41 条 監事候補者選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

## 第 8 章 運営規程

第 42 条 学会運営、学術集会運営、各種委員会活動に係る規定は、理事会の決議を経て、必要に応じて別に定める。

付則

(1) 年会費

本会の年会費は、次のとおりとする。

①個人会員：7 千円（学部学生・専門学校生の場合は 2 千円に減免できる。）

②組織会員：2 万円

③賛助会員：1 口 5 万円

(2) 納付された年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

本定款施行細則は、当法人の設立により効力が発生する。

2010 年 3 月 31 日発効

2011 年 2 月 10 日改定

2013 年 1 月 16 日改定

2014 年 2 月 24 日改定

2014 年 5 月 4 日改定

2015 年 2 月 25 日改定

2018 年 1 月 31 日改定

2018 年 7 月 9 日改定

2023 年 3 月 9 日改定

2024 年 2 月 21 日改定